

## 第2章 遺言

## 第1節 「相続させる」遺言

## 一 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言

### 1 遺産分割方法の指定と最高裁平成3年4月19日判決

遺言書

私は、不動産の全部を、長男凸山一郎に相続させる。

というような、特定の遺産（例では「不動産の全部」）を、特定の相続人（例では「凸山一郎」）に「相続させる」と書いた遺言書は、最もよく見られる遺言書です。

遺言書の多くは、遺産を子や配偶者に相続させたいとの思いから書かれますので、その「相続させたい」気持ちを、そのまま文字にすると「相続させる」という言葉使いになるのでしょうか。

実際、この言葉は、公正証書遺言でも私製証書遺言でもよく使われています。

この特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」と書かれた遺言の法的性格については、次のように、判例法理が確定しています。

最高裁平成3年4月19日判決

被相続人の遺産の承継関係に関する遺言については、遺言書において表明されている遺言者の意思を尊重して合理的にその趣旨を解釈すべきものであるところ、遺言者は、各相続人との関係にあつては、その者と各相続人との身分関係及び生活関係、各相続人の現在及び将来の生活状況及び資力その他の経済関係、特定の不動産その他の遺産についての特定の相続人のかかわりあいとの関係等各般の事情を配慮して遺言をするのであるから、遺言書において特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言者の意思が表明されている場合、当該相続人も当該遺産を他の共同相続人と共にではあるが当然相続する地位にあることにかんがみれば、遺言者の意思は、右の各般の事情を配慮して、当該遺産を当該相続人をして、他の共同相続人と共にではなくして、単独で相続させようとする趣旨のものと解するのが当然の合理的な意思解釈というべきであり、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺贈と解すべきではない。そして、右の「相続させる」趣旨の遺言、すなわち、特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させようとする遺言は、前記の各般の事情を配慮しての被相続人の意思として当然あり得る合理的な遺産の分割の方法を定めるものであって、民法908条において被相続人が遺言で遺産の分割の方法を定めることができるとしているのも、遺産の分割の方法

として、このような特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させることをも遺言で定めることを可能にするために外ならない。したがって、右の「相続させる」趣旨の遺言は、正に同条にいう遺産の分割の方法を定めた遺言であり、他の共同相続人も右の遺言に拘束され、これと異なる遺産分割の協議、さらには審判もなし得ないのであるから、このような遺言にあつては、遺言者の意思に合致するものとして、遺産の一部である当該遺産を当該相続人に帰属させる遺産の一部の分割がなされたのと同様の遺産の承継関係を生ぜしめるものであり、当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時（遺言の効力の生じた時）に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである。そしてその場合、遺産分割の協議又は審判においては、当該遺産の承継を参酌して残余の遺産の分割がされることはいうまでもないとしても、当該遺産については、右の協議又は審判を経る余地はないものというべきである。もっとも、そのような場合においても、当該特定の相続人はなお相続の放棄の自由を有するのであるから、その者が所定の相続の放棄をしたときは、さかのぼって当該遺産がその者に相続されなかったことになるのはもちろんであり、また、場合によっては、他の相続人の遺留分減殺請求権の行使を妨げるものではない。

上記判例の下線部分を引いた箇所が重要なところではあります。

この判例が意味するところは、次の2点です。

その1は、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言は、遺言書で別段の定めをしていない限り、「遺産の分割の方法を定めた遺言」、すなわち、遺言者が当該遺産を当該相続人（「受遺相続人」といわれます。）に遺産分割をした遺言ということになります。ですから、他の相続人は当該遺産については権利はなく、それを対象に遺産分割を求めることはできないことになります。

その2は、遺産の分割の方法を定めた遺言の場合、遺言執行者がいても遺言執行者はなにもすることはできないということです。

#### 要約

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言は、遺言書に別の定めがない限り、「遺産分割方法の指定遺言」であり、その遺産は、相続開始と同時に受遺相続人に移転しているので、遺言執行者はなにもできないし、また、それ以後、当該遺産に関しては、遺産分割の協議も審判もする余地はない。

以後、相続法理の世界では、この最高裁・香川判決(裁判長の名が冠せられるほど有名な判決になりました。)が、下級審の裁判所判決や審判のみならず、最高裁の判決や決定をも拘束する通用性を確立したのです。

つまり、この判決で明らかにされた法理は、遺言法理の道標(道しるべ)になったのです。

以後の「相続させる」遺言判例は、香川判決を基礎として、その上に築かれているのです。

ですから、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言における遺産が、預金の場合、遺言執行者には預金の払戻しを求める権利はないことになります。

下記高裁判決がその理を述べております。

東京高裁平成15年4月23日判決

(本件)遺言は、他に遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからしめるなど、直ちに相続財産の権利が承継されない特段の事情は存しないから、当該相続人二名が当然に各二分の一というその持分割合に応じて分割承継してこれを取得するものというべきである。そうすると、本件預金等の払戻しや本件買戻し代り金の支払について遺言執行の余地が生じることはなく、遺言執行者は、遺言の執行として銀行に対し払戻しを求める権限を有し、又は義務を負うことにはならないといわざるを得ない。

## 2 不動産を「相続させる」遺言では、受遺相続人自らが登記手続をする

最高裁平成3年4月19日判決（香川判決）が判示したのは、前述の「私は、不動産の全部を、長男凸山一郎に相続させる。」というような、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」と書かれた遺言は、遺言書の中で別の定めをしていない限り、遺産は当然に（物権的に）、受遺相続人に移転しているという法理ですので、その遺産が不動産である場合は、相続登記手続も、遺言執行者がするのではなく受遺相続人がするという理屈になります。

はたして、その後、下記判例が出て、そのことを明らかにしました。

最高裁平成7年1月24日判決

本件遺言は、本件各不動産を相続人である甲に相続させる旨の遺言であり、本件遺言により、甲は（遺言者）の死亡の時に相続により本件各不動産の所有権を取得したものである（最高裁平成3年4月19日第二小法廷判決参照）。そして、特定の不動産を特定の相続人甲に相続させる旨の遺言により、甲が被相続人の死亡とともに相続により当該不動産の所有権を取得した場合には、甲が単独でその旨の所有権移転登記手続をすることができ、遺言執行者は、遺言の執行として右の登記手続をする義務を負うものではない。

以後、これらの判例を受けて、不動産登記実務においても、特定の不動産を特定の相続人に「相続させる」と書かれた遺言書があれば、それを登記原因証書として、直接、受遺相続人が単独で相続登記手続をすることができ、遺言執行者は相続登記手続ができないものとされるに至っております。

### 3 「相続させる」遺言の対象となった遺産は、遺言執行者の管理するものではないので、遺言執行者は訴訟の当事者にはならない

香川判決の法理を更に進めますと、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言は、遺言書に別段の定めがない限り、遺言執行者は遺言の実現に自らが関与する余地はないことになります。

そうしますと、遺言執行者は、当該遺産を管理する義務も、当該遺産を受遺相続人に引き渡す義務もないことになります。

また、当該遺産を巡る紛争が生じた場合、遺言執行者はその当事者にはならず、受遺相続人が当事者になることになります。

はたして、その後、下記の判例が出て、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言の対象になった遺産については、遺言執行者には、管理義務や引渡し義務のないこと、及び、当該遺産を巡る訴訟において当事者適格を有しないことが、明らかにされました。

#### 最高裁平成10年2月27日判決

特定の不動産を特定の相続人に相続させる趣旨の遺言をした遺言者の意思は、右の相続人に相続開始と同時に遺産分割手続を経ることなく当該不動産の所有権を取得させることにあるから（最高裁平成3年4月19日判決参照）、その占有、管理についても、右の相続人が相続開始時から所有権に基づき自らこれを行うことを期待しているのが通常であると考えられ、右の趣旨の遺言がされた場合においては、遺言執行者があるときでも、遺言書に当該不動産の管理及び相続人への引渡しを遺言執行者の職務とする旨の記載があるなどの特段の事情のない限り、遺言執行者は、当該不動産を管理する義務や、これを相続人に引き渡す義務を負わないと解される。そうすると、遺言執行者があるときであっても、遺言によって特定の相続人に相続させるものとされた特定の不動産についての賃借権確認請求訴訟の被告適格を有する者は、右特段の事情のない限り、遺言執行者ではなく、右の相続人である。というべきである。

この判決は、「遺言書に当該不動産の管理及び相続人への引渡しを遺言執行者の職務とする旨の記載があるなどの特段の事情」があれば、遺言執行者は、その遺言に定めたことをしなければならないが、そのような記載が遺言書にない限り、遺言執行者には、遺産の管理義務も当該遺産を受遺相続人に引き渡す義務はなく、当該遺産を巡る訴訟では、被告適格はないということを明らかにしたのです。

#### 4 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言の執行者は、平時に用なく、危機に用あり

##### 遺言執行者は、平時に用なし

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言は、香川判決(最高裁平成3年4月19日判決)により、「当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時(遺言の効力の生じた時)に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるもの」になった結果、遺言執行者は、「遺言書に当該不動産の管理及び相続人への引渡しを遺言執行者の職務とする旨の記載があるなどの特段の事情のない限り、遺言執行者は、当該不動産を管理する義務や、これを相続人に引き渡す義務を負わない」とされ、(最高裁平成10年2月27日判決)、したがって、遺産が不動産である場合、「遺言執行者は、遺言の執行として右の(相続を原因とする)登記手続をする義務を負うものではない。」(最高裁平成7年1月24日判決)こととなりますが、では、「相続させる」遺言における遺言執行者は、無用の存在なのか、ということそうではありません。

その理が次の判例で明らかにされました。

最高裁平成11年12月16日判決

特定の不動産を特定の相続人甲に相続させる趣旨の遺言(相続させる遺言)は、特段の事情がない限り、当該不動産を甲をして単独で相続させる遺産分割方法の指定の性質を有するものであり、これにより何らの行為を要することなく被相続人の死亡の時に直ちに当該不動産が甲に相続により承継されるものと解される(最高裁平成3年4月19日判決参照)。しかしながら、相続させる遺言が右のような即時の権利移転の効力を有するからといって、当該遺言の内容を具体的に実現するための執行行為が当然に不要になるというものではない。

2 そして、不動産取引における登記の重要性にかんがみると、相続させる遺言による権利移転について対抗要件を必要とすると解すると否とを問わず、甲に当該不動産の所有権移転登記を取得させることは、民法1012条1項にいう「遺言の執行に必要な行為」に当たり、遺言執行者の職務権限に属するものと解するのが相当である。もっとも、登記実務上、相続させる遺言については不動産登記法27条により甲が単独で登記申請をすることができるとされているから、当該不動産が被相続人名義である限りは、遺言執行者の職務は顕在化せず、遺言執行者は登記手続をすべき権利も義務も有しない(最高裁平成7年1月24日判決参照)。しかし、本件のように、甲への所有権移転登記がされる前に、他の相続人が当該不



動産につき自己名義の所有権移転登記を経由したため、遺言の実現が妨害される状態が出現したような場合には、遺言執行者は、遺言執行の一環として、右の妨害を排除するため、右所有権移転登記の抹消登記手続を求めることができ、さらには、甲への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めることもできると解するのが相当である。この場合には、甲において自ら当該不動産の所有権に基づき同様の登記手続請求をすることができるが、このことは遺言執行者の右職務権限に影響を及ぼすものではない。

### 危機に用あり

この判例は、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言における遺言執行者は、当該遺産が被相続人名義である限りは、遺言執行者の職務は顕在化しないが、遺言の実現が妨害される状態が出現したような場合には、遺言執行の一環として、妨害を排除するための措置を執ることができる、という法理を明らかにしたのです。

要は、なにごともしこらない平時にあつては、遺言執行者はなすことはないが、遺言の内容の実現が妨げられる危機にあつては、遺言執行者に出番がくるということです。

平時は、昼行灯（ひるあんどん）と呼ばれた大石内蔵助も、お家の一大事に遭遇すると、忠臣蔵の主役になりましたが、「相続させる」遺言における遺言執行者はこのような役割といえるでしょう。

この判例でも明らかなことですが、特定の不動産を特定の相続人甲に「相続させる」遺言における遺言執行者の職務は、甲に当該不動産の所有権を確実に取得させることにあるのです。

## 5 遺産分割方法の指定遺言における遺言執行者の権利と義務

1から4までの判例法理をまとめますと、

最高裁平成11年12月16日判決

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言は、「当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時（遺言の効力の生じた時）に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるもの」（最高裁平成3年4月19日判決）であり、遺言執行者に関しては、「遺言書に当該不動産の管理及び相続人への引渡しを遺言執行者の職務とする旨の記載があるなどの特段の事情のない限り、遺言執行者は、当該不動産を管理する義務や、これを相続人に引き渡す義務を負わない」（最高裁平成10年2月27日判決）、したがって、遺産が不動産である場合、「遺言執行者は、遺言の執行として（相続を原因とする）登記手続をする義務を負うものではない。」（最高裁平成7年1月24日判決）。しかしながら、「遺言の実現が妨害される状態が出現したような場合には、遺言執行者は、遺言執行の一環として、右の妨害を排除するため」、妨害排除に必要なことができる。この妨害排除をすることは、受遺相続人「において自ら・・・できるが、このことは遺言執行者の右職務権限に影響を及ぼすものではない。」

ということになります。

では、この遺産の分割の方法を定めた遺言における遺言執行者にはどんな権利と義務があるかといえ、当該遺産が遺言者の名義にとどまっている間は、なんの権利も義務もありません。

## 6 遺産分割方法の指定遺言が債務にあたえる影響

(1)判例法理「多く得た者、多く払うべし」

債務は、原則として、全相続人が法定相続分についてのみ相続しますが、多く得た者は多く支払うべし、ということで、遺産の分割の方法を定めた遺言で全財産を相続した相続人は、債務も全額を支払う義務があるというのが判例です。下記の判決がその理を明らかにしました。

最高裁平成21年3月24日判決

相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるな

どの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。もっとも、上記遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債務の債権者（以下「相続債権者」という。）の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならないが、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを主張することはできないが、相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないというべきである。

## (2) 下級審判決は判例法理を敷衍

下記東京高裁判決は、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言（遺産分割方法の指定遺言）によって、特定の相続人に取得させた遺産が、法定相続分を超える価額である場合は、その割合の相続分の指定をしたものと解し、債務もその割合で相続するものと判示しました。

東京高裁昭和45年3月30日判決

被相続人が自己の所有に属する特定の財産を特定の共同相続人に取得させる旨の指示を遺言でした場合、・・・一般には遺産分割に際し特定の相続人に特定の財産を取得させるべきことを指示する遺産分割方法の指定であり、もしその特定の財産が特定の相続人の法定相続分の割合を超える場合には相続分の指定を伴う遺産分割方法を定めたものであると解するのが相当である。

これにより、例えば、法定相続分が1/2の相続人に対し、全遺産の3/4に相当する遺産分割方法の指定をした場合は、同時に3/4の相続分の指定をしたものと解するというのです。

法定相続分よりも多い遺産分割方法の指定を受けた相続人は、債務についてもその割合で承継させるべきという考えです。

多く得た者は、その割合分、債務も承継するということになります。

## 二 もう一つの「相続させる」遺言

「相続させる」遺言には、もう一つあります。  
それは、相続割合を指定する遺言書です。

例えば、

遺言書
私は、妻凸山花子に遺産3/5を相続させ、長男凸山一郎に1/5を相続させ、長女凹川一子に遺産の1/5を相続させる。

というような遺言書です。

この遺言書の場合は、法定相続分（例：妻1/2，長男1/4，長女1/4）に代えて、遺言書で指定した相続分（これは「指定相続分」といわれます。）でもって、相続人間で遺産分割をすることを求める遺言書で、相続人もこの遺言書に拘束されることとなります。

相続分の指定遺言書には、

遺言書
私は、妻凸山花子の相続分を遺産3/5とし、長男凸山一郎の相続分を1/5とし、長女凹川一子の相続分を1/5と定める。

という書き方もあります。

これについては、遺言執行者がいても、遺言執行者がすべきことはなにもありません。

債務も、その割合分だけ相続します。